

支給対象が高校生まで拡大 10月から児童手当制度が変わりました

児童手当法の改正により、10月分（12月支給分）から児童手当の制度が以下のとおり変更になりました。詳細は役場民生課戸籍係へお問い合わせください。

	改正前	改正後
対象	0歳から中学校卒業までの子ども (15歳到達後の最初の年度末まで)	0歳から高校生年代までの子ども (18歳到達後の最初の年度末まで)
所得制限	所得制限限度額、所得上限限度額あり	所得制限なし
手当月額	【3歳未満】 月15,000円 【3歳～小学校修了】 第1子・第2子 月10,000円 第3子以降 【中学生】 月10,000円	【3歳未満】 第1子・第2子 月15,000円 第3子以降 月30,000円 【3歳～18歳】 第1子・第2子 月10,000円 第3子以降 月30,000円
支給月	年3回（2,6,10月）	年6回（偶数月）

▼お問い合わせは、役場民生課戸籍係（01372-7-5290）へ。

『語らい町長室』について

開かれた身近な町政づくりを進めるため『語らい町長室』を開催しています。

来庁していただく方法のほか、『語らいオンライン町長室』と『語らい出前町長室』も利用できます。開放予定日に限らず、公務などが入っていない日は可能な限り対応しますので、希望される方は事前にお問い合わせください。

■令和6年11月の開放予定日 11月18日（月） 午前9時～午後7時

▼お問い合わせは、役場総務・防災課総務係（01372-7-2111）へ。